

時代区分Ⅳ (1)-②日韓両政府の抗議の応酬に関する資料

日本政府が韓国政府に継続的に抗議を行ってきたことを示す一覧

No.55 竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬

報H29/P20 1966年(昭和41年)3月10日

資料概要

竹島問題に関する日韓間の口上書の応酬の経緯の一覧。1952年(昭和27年)～1965年(昭和40年)の間に、日韓両政府がそれぞれ相手国政府に対して送付した口上書(日本32回分、韓国24回分)の日付や概要が一覧表の形でまとめられている。

内容見本

竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬(日付順)

日本側口上書

一九五二・一・二八

李ライン宣言(同年一月一八日)に抗議すると共に、同ライン内に組み入れられた竹島は疑いもなく日本領土であり同島に対する韓国の領有権は認められない旨通告(※1)

(略)

一九五二・四・二五

「韓国側による竹島領有権の主張に対する反駁(竹島は島根県の一部として長年日本国の統治下にある。SCAPIN-677は竹島について日本国の領土権を否定したのではなく、また、マッカーサーライン設定のSCAPIN-2046(1949年9月19日付)(※2)も領土権について連合国の最終的〔決定〕に〔関する政策を〕明示したのではないことを明記している。)」

(略)

一九五三・七・一三

竹島領有に関する日本政府の見解(竹島が日本国領土の一部であることについての歴史的事実及び国際法上もなら論議の余地のないことを記述)(※3)

(略)

一九五四・一一・二九

韓国政府による竹島切手発行に対する抗議

(略)

韓国側口上書

(略)

※1 No.55参照

※2 ここでマッカーサーラインが初めて設定されたというわけではなく、SCAPIN-2046により同ラインの修正が行われたことを示す。これにより、竹島への接近可能距離が12マイルから3マイルへと縮小された。

※3 正確な名称は「竹島に関する日本政府の見解」



所蔵:国立国会図書館

作成年月日	1966年(昭和41年)3月10日
編著者	-
発行者	大蔵省印刷局
収録誌	時の法令 別冊 日韓条約と国内法の解説
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館で利用手続きを行う

一九五三・六・二二 高根島根丸により、韓国人漁民約三〇名が竹島附近で漁業に従事していることを発見(同年五月二十八日)したので領域侵犯について抗議

一九五三・六・二六 日本側口上書に対する反駁

一九五三・八・八 七月一三日付け口上書を引用、竹島に関する一時的抗議

一九五三・八・三一 七・二三日付け口上書を引用、公船銃撃に関する、再抗議

(同年六月二十八日)に抗議
一九五三・八・二二 日本国船の領域侵犯(同年七月二日)に関する抗議

一九五三・七・一三 竹島領有に関する日本政府の見解(竹島が日本国領土の一部であることについての歴史的事実及び国際法上もならん論議の余地のないことを記述)

一九五三・七・一三 海上保安庁巡視船が韓国官憲の保護のもとに韓国漁民が漁業に従事しているところを発見し、かつ、同巡視船が銃撃を加えられたこと(同年七月一二日)に関して抗議

一九五三・八・四 日本国船の領域侵犯及び日本官憲の標識建立

一九五四・二・一〇 竹島領有に関する日本政府の見解(竹島が日本国領土であることについての歴史的事実の記述(第二回))

一九五三・九・九 竹島領有に関する韓国政府の見解(竹島が韓国領であるとの歴史的事実の記述)
一九五三・九・二六 日本国船の領海侵犯、領土侵犯(同年九月一七日)の抗議

一九五四・六・一四 韓国船の領海侵犯及び不法漁業従事(同年五月二三日)について抗議

一九五四・八・二六 海上保安庁巡視船に対する銃撃(同年八月二三日)に抗議
一九五四・八・二七 韓国側の不法漁業従事(同年六月六日)、韓国船の不法操揚(同年七月二八日)、灯台建立(同年八月二三日)等に抗議

一九五四・八・三〇 日本国船の不法侵入(同年八月二三日)に抗議
一九五四・九・一 八・二七日付け日本側口上書に対する反駁
一九五四・九・一五 竹島に灯台設置(同年八月一〇日)を通告

一九五四・九・二四 韓国側による灯台設置に抗議

一九五四・九・二五 竹島問題の国際司法裁

一九五四・九・二五 竹島問題に関する韓国

判断への付託を提議

一九五四・一〇・二一 韓国側による大砲の設定並びに家屋及び無線用柱の新築を視認(同年一〇月二日)したのでこれらについて抗議

一九五四・一一・二九 韓国政府による竹島切手発行に対する抗議
一九五四・一一・三〇 海上保安庁巡視船が不法発砲(同年十一月二一日)されたことに対し、抗議

一九五四・一〇・二八 竹島問題の国際司法裁への付託を拒否
政府の見解(竹島が韓国領土であるとの歴史的事実の記述(第二回))

一九五四・一二・一三 韓国官憲による竹島占拠の合法性及び竹島切手の発行について日本側の主張を反論
一九五四・一二・三〇 日本国船の不法侵犯(同年一月二一日)に抗議